



クリーンデーの実施について(違反広告物の除去と危険な広告物の現地調査)

「クリーンデー」とは、国の屋外広告物適正化旬間（9月1日～10日）に合わせて、屋外広告物の適正な表示や安全管理に対する市民や事業者の意識啓発を目的に、関係機関と協力して毎年実施している活動です。

屋外広告物条例に違反して表示、設置されているはり紙、のぼり旗、立看板、落書きなどの簡易な広告物の除去及び改善指導と、まちなかに落下や倒壊の恐れのある危険な広告物がないか現地調査を実施します。

- 1 実施日時** 9月8日（金）午前9時30分～2時間程度
（※雨天時は、令和5年9月15日（金）へ延期します。）
- 2 実施場所** 中心市街地（鍛冶町通り、有楽街など）
- 3 実施内容**
 - ①簡易違反広告物の除去、改善指導
道路標識、ガードレール、電柱などに、違法に表示、設置された『はり紙、はり札、のぼり旗、立看板、落書き』の除去と改善指導を実施します。
 - ②危険な広告物の現地調査
落下や倒壊の恐れのある危険な広告物がないか、専門家と共同でまちなかの現地調査を実施します。
 - ③期間内簡易除去、改善指導
9月1日（金）～8日（金）の期間内に、管轄する区域において、各機関が簡易違反広告物の除去と改善指導を実施します。
- 4 実施機関**

上記3①②：静岡県広告美術業協同組合、浜松市土地政策課
③：国土交通省浜松河川国道事務所、中電クラビス株式会社、東海広業株式会社、浜松市（各土木整備事務所など）

※クリーンデーの実施結果は、9月8日（金）午後4時頃にお知らせできる予定です。

